

## 9. 図書館に関する条例・規則等

### (1) 東金市図書館の設置等に関する条例

平成元年 3 月 6 日  
条例 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 10 条及び第 16 条の規定により、図書館の設置及び図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

(図書館の設置)

第 2 条 本市に、図書館を置く。

(図書館の位置)

第 3 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
東 金 市 立 東 金 図 書 館	東金市東岩崎 1 番地 1

(図書館協議会の設置)

第 4 条 図書館に、図書館協議会を置く。

(委員の任命基準)

第 5 条 図書館協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

(委員の定数)

第 6 条 委員の定数は、7 人以内とする。

(委員の任期)

第 7 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

(図書館設置条例の廃止)

2 図書館設置条例（昭和 29 年東金市条例第 17 号）は、廃止する。

附 則（平成 2 4 年 3 月 2 1 日条例第 2 号）

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

## (2) 東金市図書館管理運営規則

### 目 次

第1章 総則（第1条）

第2章 図書館奉仕

第1節 通則（第2条—第8条）

第2節 個人貸出し（第9条—第13条）

第3節 団体貸出し（第14条—第17条）

第4節 宅送貸出し（第18条—第20条）

第5節 移動図書館（第21条）

第6節 会議室等の利用（第22条—第24条）

第3章 資料の受贈及び受託（第25条・第26条）

第4章 図書館協議会（第27条—第29条）

第5章 事務処理（第30条・第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、東金市図書館の設置等に関する条例（平成元年東金市条例第5号。以下「条例」という。）第8条の規定により、東金市立東金図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 図書館奉仕

第1節 通則

（事業）

第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条の規定に基づき、次の事業を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (2) 個人貸出し、団体貸出し及び宅送貸出し
- (3) 読書案内及び読書相談
- (4) レファレンス
- (5) 読書会、研究会、講座、資料展示会等の主催及び奨励
- (6) 館報、その他読書資料の発行及び配布
- (7) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供
- (8) 他の図書館、学校、公民館、博物館、文化会館等との連絡及び協力
- (9) 図書館資料の図書館間相互貸借
- (10) 市内学校図書館等との連絡及び提携
- (11) 地域文庫等との連絡、協力及び活動の促進
- (12) 移動図書館等の運営
- (13) その他図書館の目的達成のための必要な事業

（開館時間）

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、図書館長（以下「館長」という。）が必

要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、6 月から 8 月まで及び毎週火曜日は午前 9 時から午後 7 時まで）

（休館日）

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、臨時の休館日は、その都度これを提示するものとする。

- (1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 78 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日）
- (2) 年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）
- (3) 館内整理日（毎月第 3 木曜日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、館長の定める日とする。）
- (4) ばく書期間（年間 10 日以内とし館長が定める日）

2 館長は、特に必要があると認めるときは、臨時に、休館日を変更することができる。

（利用者の心得）

第5条 利用者は、館長の指示に従うとともに図書館資料を大切に取り扱い、館内では静粛にしなければならない。

（入館の制限）

第6条 館長は、管理上適当でないと認められる者がいるときは、入館を禁止し、又は退館させることができる。

（利用の制限）

第7条 館長は、この規則に違反し、又は館長の指示に従わなかった者に対し、図書館資料の利用を制限し、又は禁止することができる。

（損害の弁償）

第8条 利用者は、図書館資料若しくは設備、器具等を甚だしく汚し、又は傷め、若しくは紛失したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

## 第2節 個人貸出し

第9条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、本市に居住し、又は通勤若しくは通学している者とする。ただし、館長が必要と認めるときはこの限りでない。

2 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、図書館利用申込書（別記第 1 号様式）を館長に提出して利用登録をし、図書館利用カード（別記第 2 号様式）の交付を受け、これにより申し込まなければならない。

3 第 2 条第 9 号に規定する事業に係る経費は、県内の図書館においては図書館が負担し、県外の図書館においては利用者が負担するものとする。

（図書館利用カードの紛失等）

第10条 図書館利用カード及び図書館資料を紛失したとき、又は図書館利用カード若しくは図書館利用申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

2 図書館利用カードを紛失した者が再発行を希望するときは、その再発行に係る経費を負担しなければならない。ただし、館長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

- 3 図書館利用カード及び貸出しを受けた図書館資料を他人に貸与、又は譲渡してはならない。
- 4 図書館利用カードが登録者以外の者によって、使用され損害が生じた場合、その責は登録者が負うものとする。

(貸出しの期間)

第11条 図書館資料の貸出期間は、2週間以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、この期間を短縮することができる。

- 2 館長は、期間内に申出のあった者に対し、他の利用を妨げない限りにおいて返納日から2週間を限度として貸出期間の延長を認めることができる。

(貸出しの制限)

第12条 貴重資料その他館長が特に指定した図書館資料は、所定の場所でのみ利用することができる。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

(返納を怠った者に対する処置)

第13条 館長は、図書館資料を期間内に返納しなかった者に対し、期間を定めて貸出しを禁止することができる。

### 第3節 団体貸出し

(貸出しの対象)

第14条 図書館は、市内の地域団体、職域団体及び読書会等で館長が適当と認めた団体に対し図書館資料の貸出しを行うことができる。

(貸出しの手続き)

第15条 図書館資料の貸出しを受けようとする団体は、団体利用申込書(別記第3号様式)を館長に提出して利用登録をし、図書館利用カードの交付を受け、これにより申し込まなければならない。

(貸出しの冊数等)

第16条 図書館資料の貸出冊数は、1団体につき200冊以内とし、貸出期間は1月以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、その冊数及び期間を制限することができる。

- 2 館長は、期間内に申出のあった団体に対してのみ、他の利用を妨げない限りにおいて返納日から1月を限度として貸出期間の延長を認めることができる。

(個人貸出しの規定の準用)

第17条 第10条、第12条及び第13条の規定は、団体貸出しについて準用する。

### 第4節 宅送貸出し

(貸出しの対象者及び手続き)

第18条 図書館資料の宅送貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する市内在住者とする。

- (1) 日常生活に介護を要する身体障害者
- (2) 独居寝たきり老人
- (3) 長期在宅療養者
- (4) その他、館長が特に必要と認めた者

(貸出しの手続き)

第19条 宅送により図書館資料の貸出しを受けようとする者又は、その代理人は宅送利用申込書(別

記第4号様式)を館長に提出して利用登録をし、図書館利用カードの交付を受け、これにより申し込まなければならない。

(個人貸出しの規定の準用)

第20条 第10条から第13条までの規定は、宅送貸出しについて準用する。この場合において、第11条中「2週間」とあるのは「1月」と読みかえるものとする。

#### 第5節 移動図書館

(移動図書館)

第21条 館長は、必要に応じ移動図書館又は臨時図書館を設けることができる。

2 移動図書館及び臨時図書館の管理及び運営については、館長が別に定める。

#### 第6節 会議室等の利用

(利用の手続き)

第22条 会議室又は多目的室(以下「会議室等」という。)を利用する場合は、会議室使用申込書(別記第5号様式)を提出して、館長の承認を受けなければならない。

(利用の不承認)

第23条 館長は、会議室等の利用について次の各号の一に該当すると認められるときは、利用を承認しないことができる。

- (1) 風俗を害し、秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第24条 館長は、会議室等の利用について次の各号の一に該当すると認められるときは、その利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの規則に違反したとき。
- (2) 利用の目的が承認の内容と違うとき。
- (3) 災害、その他の事故により会議室等の利用ができなくなったとき。
- (4) 図書館運営上支障があると認められるとき。

### 第3章 資料の受贈及び受託

(資料の受贈)

第25条 図書館は、図書館資料の寄贈を受け他の図書館資料と同様の取り扱いにより一般の利用に供することができる。

(資料の受託)

第26条 図書館は、図書館資料の委託を受け他の図書館資料と同様の取り扱いにより一般の利用に供することができる。

2 委託された図書館資料が止むを得ない事由により汚破損又は紛失した場合、図書館はその責を負わないものとする。

### 第4章 図書館協議会

(図書館協議会の組織)

第27条 条例第4条に規定する図書館協議会(以下本条において「協議会」という。)に協議会の委員(以下「委員」という。)の互選による会長、副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長の任期は委員の任期による。ただし、再任を妨げない。
- 3 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となり会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。  
（会議）

第28条 会議は、会長が召集する。

- 2 会議は、在席委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。  
（庶務）

第29条 図書館協議会に関する庶務は、図書館において行う。

#### 第5章 事務処理

（報告）

第30条 館長は、各月の運営及び事業実施状況を教育長に報告しなければならない。

- 2 館長は、災害、盗難、その他の事故が発生したときは、直ちにその実情を教育長に連絡するとともに、速やかにその詳細を文書をもって報告しなければならない。

（委任）

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長の承認を得て館長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。  
（東金市立東金図書館規則の廃止）
- 2 東金市立東金図書館規則（昭和44年東金市教育委員会規則第7号）は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 廃止前の東金市立東金図書館規則の規定に基づく図書の貸出しは、この規則に基づく図書の貸出しがあったものとみなす。

附 則（平成2年2月28日教委規則第2号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成7年12月18日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月25日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年4月1日教委規則第4号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月3日教委規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日教委規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日教委規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 28 日教委規則第 7 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

\*各種様式は省略する。

### (3) 移動図書館運行の実施要領

この要領は、移動図書館の運行に関し必要な事項を定める。

#### 第1 (運行の目的)

図書館から離れている児童や園児等に図書館を身近に感じてもらえるように巡回サービスを行うことを目的とする。

#### 第2 (巡回周期)

移動図書館の巡回周期は、月2回とする。ただし、要望により月1回に変更ができる。

#### 第3 (駐車時間)

移動図書館の駐車時間は、1駐車時間あたり20分から40分までの範囲とする。

#### 第4 (巡回の中止)

雨天等の移動図書館の運行については、巡回は中止するものとする。

#### 第5 (巡回日程表)

移動図書館の巡回日程表は、毎年度当初に作成するものとする。

#### 第6 (その他)

運行の実施に関して、この要領に定めるもののほか必要がある場合は、館長は、教育長と協議するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成3年9月1日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。